附則第四項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第六号中「0.5」を「0.6」に、「44,000円」を「52,000円」に、「41,000円」を「46,000円」に、「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第十一号中「一、四六七円」を「一、四八三円」に改め、同項に次の二号を加える。

十八　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　最近における経済の停滞等の経済情勢にかんがみ、道府県が実施する定住外国人子弟就学支援策に係る事業（平成21年1月から平成22年3月までの間に実施し、又は実施する予定の事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

十九　平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）別表第1第2章の8の母子加算（以下「母子加算」という。）に係る保護費の道府県支弁予定額から国が負担すべき額を控除して得た額

附則第六項を次のように改める。

6　平成二十一年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、国の補助金を受けて施行する阪神・淡路災害公営住宅等特別家賃低減対策事業に要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額に〇・九を乗じて得た額を加えた額とする。

附則第三十三項を附則第三十五項とし、附則第三十二項中「附則第十七項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十一項中「附則第二十九項」を「附則第二十一項」に、「附則第二十八項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第三十三項とし、附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項中「附則第十七項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第二十九項を附則第三十四項とし、附則第二十六項中「附則第二十四項」を「附則第二十六項」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第二十三項から附則第二十五項を二項ずつ繰り下げ、附則第二十二項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「附則第九項」を「附則第十項」に、「附則第十二項から附則第十四項」を「附則第十四項から附則第十六項」に、「附則第十五項、附則第十六項及び附則第十八項から附則第二十項」を「附則第十七項、附則第十八項及び附則第二十項から附則第二十二項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第二十項を附則第二十二項とし、附則第十九項第四号中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項第五号中「附則第十三項」を「附則第十五項」を「附則第十七項」に改め、同項第二十号中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項第二十三号中「災害対策基本法施行令」の下に「（昭和三十七年政令第二百八十八号）」を加え、同項第二十五号中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十三項から附則第十八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十二項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第十七号中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十項を附則第十一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第二号を削り、同項第三号から同項第十号までを1号ずつ繰り上げ、同項を附則第十一項とし、附則第八項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第六号中「0.5」を「0.6」に、「40,000円」を「45,000円」に、「13,000円」を「16,000円」に、「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第十一号中「一、三二九円」を「一、三七二円」に改め、同項第十八号中「平成十九年十二月二十四日総財経第百三十四号通知」を「平成十九年十二月二十四日総務省地域企業経営企画室第百三十四号通知」に、「、公立病院改革プランの策定」を「、策定された公立病院改革プランの点検、評価及び公表」に、「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に、「策定を行う一部事務組合」を「点検、評価及び公表を行う一部事務組合」に、「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同項第十九号中「当該年度」を「平成二十年度」に改め、「とし、負数となるときは、零」を削り、「〇・八を乗じて得た額」の下に「から特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第百十五号）による改正前の特別交付税に関する省令（以下「改正前の省令」という。）附則第八項第十九号の額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

二十　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　最近における経済の停滞等の経済情勢にかんがみ、市町村が実施する定住外国人子弟就学支援策に係る事業（平成21年1月から平成22年3月までの間に実施し、又は実施する予定の事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

附則第八項を附則第九項とし、同項の次に次の1項を加える。

10　平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの表第十五号の額は、同号の額に、平成二十年度において改正前の省令第二条第一項第一号の表第十一号の表第一項又は第二項の上欄に規定する病院（第二条第一項第一号の表第十一号の表第一項又は第二項の上欄に規定する病院を除く。）であつて、市町村が経営するものにおける前年度の三月三十一日現在における一般病床等の数（当該数が九十九を超えるときは、九十九とする。）に六八〇、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額とする。

附則第七項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「第十三号から第二十号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十三号、第四十一号、第四十八号、第五十八号及び第六十九号」を「第十二号から第十六号まで、第二十二号から第二十五号まで、第二十九号、第三十七号、第四十四号、第五十四号、第六十四号及び第六十八号から第七十号まで」に、「第十三号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十三号、第四十一号、第四十八号、第五十八号及び第六十九号」を「第十二号、第十三号、第十五号、第十六号、第二十二号から第二十五号まで、第二十九号、第三十七号、第四十四号、第五十四号、第六十四号及び第六十八号から第七十号まで」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7　平成二十一年度に限り、第三条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における母子加算に係る保護費の市町村支弁予定額から国が負担すべき額を控除して得た額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の特別交付税から適用する。